

印鑑レス口座取引規定

本規定は印鑑レス口座取引に関する取り扱いを定めたものです。

1. (印鑑レス口座)

- (1) 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない口座をいいます。
- (2) 印鑑レス口座を開設できるのは、印鑑レス口座を事業用として利用する予定のない個人のお客さまとします。
- (3) 印鑑レス口座にできるのは、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）口座、定期預金（総合口座取引の定期預金を含みます。以下同じです。）口座です。

2. (取引の制限)

- (1) 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設してください。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
- (2) 印鑑レス口座に対して、口座振替のお申込みをおこなう場合、移動体通信事業者等が提供するショートメッセージサービス（以下「ショートメッセージサービス」といいます。）が利用可能な電話番号を当行に届け出るものとします。
- (3) 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時に個人インターネットバンキングの利用を申し込むものとします。また、開設する口座がICキャッシュカードの発行が可能な口座である場合にはICキャッシュカードの発行を申し込むものとします。
- (4) 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行されたICキャッシュカードの解約および個人インターネットバンキングの解約をおこなうことはできません。
- (5) 印鑑レス口座では以下の取引をおこなうことはできません。
 - ① 法令等により印影を必要とする取引
 - ② 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
 - ③ その他当行所定の取引

3. (印鑑レス口座にかかる取引)

- (1) 印鑑レス口座での取引をおこなう場合、原則として、個人インターネットバンキングまたは現金自動入出金機の利用により、おこなうものとします。
- (2) お客さまが、当行の本支店窓口において、印鑑レス口座の取引をされる場合は、当行が別途定める「店頭カード認証規定」に規定するカード認証（以下「カード認証」といいます。）による本人認証、または当行が定める本人確認をおこないます。
- (3) お客さまの取引の依頼が、収納機関を経由した口座振替の依頼など、カード認証がおこなえないものである場合、届け出の電話番号に対するショートメッセージサービスを利用した当行所定の方法による確認をおこないます。

(4) 当行がお客さまの印鑑レス口座での取引依頼の受付を謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

4. (印鑑レス口座と関連付けされた口座の取り扱い)

個人インターネットバンキングの利用等により印鑑レス口座と関連付けられて開設された口座で取引をおこなう場合、当該口座についても前条を適用して取り扱うものとします。

5. (印鑑レス口座から印鑑照合により本人認証をおこなう取引口座への変更)

印鑑レス口座を取引継続中のお客さまは、口座ごとに印鑑の届け出手続きをおこなうことで、印鑑レス口座を印鑑照合により本人認証をおこなう取引口座に変更することができます。印鑑の届け出手続きの際には、当行所定の本人確認書類の提示を求めることがあります。

6. (他の規定の適用)

印鑑レス口座取引については、各種預金規定、キャッシュカード規定、個人インターネットバンキング利用規定、店頭カード認証規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

7. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由がある場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(2025年6月1日現在)